

## 事業化促進事業（いしかわ次世代産業創造ファンド事業）費補助金交付要綱

### （通則）

第1条 事業化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、石川県補助金交付規則（昭和34年規則第29号）に定めるところによるほか、この要綱で定めるところによる。

### （補助金交付の目的）

第2条 この補助金は、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「支援機構」という。）が、県内企業が連携体で行うこれまでに取り組んだ研究開発成果の事業化に向けた評価・実証試験等の取り組みを支援することにより、事業化の促進を図ることを目的とする。

### （定義）

第3条 この要綱において「補助事業者」とは、第6条に基づく交付決定の通知を受け、かつ第7条に基づく申請の取下げを行わなかった者をいう。

### （補助対象事業の内容）

第4条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表に掲げるとおりとする。

### （補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書を別に定める期限までに、理事長に提出しなければならない。

### （補助金の交付決定）

第6条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、適当と認めるときは、様式第2号による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

### （申請の取下げ）

第7条 交付申請者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の決定通知書を受けた日から起算して10日以内に書面をもって理事長に申し出なければならない。

### （補助事業の変更、中止又は廃止の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第3号による変更（中止、廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費総額の20%を超える増減を行おうとする場合

- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合（ただし、補助対象経費総額の20%以内の流用増減を除く。）
- (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。）
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったとき
- (6) その他理事長が特に認める事項

（事情変更による決定の取り消し等）

第9条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業遂行状況の報告）

第11条 補助事業者は、理事長が必要と認めたときは、速やかに補助事業遂行状況報告書により補助事業の遂行状況を理事長に報告しなければならない。

（補助事業実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）及び補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、速やかに様式第4号による補助金実績報告書（以下「報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 理事長は、前条の報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号による補助金額の確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

（是正のための措置）

第14条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の報告があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合

しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

(補助金の交付の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、様式第6号による精算払請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第16条 理事長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件その他これに基づく理事長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 理事長は、補助事業者が、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(延滞金)

第19条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を支援機構に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 理事長は、第一項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(取得した財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第7号による取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後、前項の取得財産管理台帳の副本を作成し、第12条に定める実績報告書とともに理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を支援機構に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が税抜単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して理事長が定める期間において、前項の取得財産等を、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、予め財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (補助金の経理)

- 第22条 補助事業者は、補助事業に係る収支について明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (立入検査)

- 第23条 理事長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は支援機構の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### (事業終了後の報告)

- 第24条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後、様式第8号による事業化状況報告書を理事長に提出しなければならない。

#### (知的財産権に関する届出)

- 第25条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「知的財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第9号による知的財産権届出書を理事長に届け出なければならない。

#### (収益納付)

第26条 理事長は、本事業による事業化、知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を支援機構に納付させることができるものとする。

(反社会勢力の排除)

第27条 理事長は、石川県暴力団排除条例第6条に基づき、補助事業者（法人の役員等も含む。）が、暴力団員及び暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者である場合には補助金を交付しないものとする。

(その他)

第28条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費		補助率	補助限度額	補助対象期間	
研究開発成果の事業化に向けた評価・実証実験等の取組及びその販路開拓	次の①～③のいずれかに該当する企業を代表者(コア企業)とする、県内外の企業又は大学等による2者以上の連携体。なお、連携体メンバーは、補助対象事業の実施に関して、役割分担が明確かつその内容について合意済であること。  ①石川県内に本社のある企業 ②石川県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業(補助対象事業の開発成果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。) ③石川県内に開発部門を有する企業(補助対象事業の研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。)	評価・実証に要する経費	直接人件費	研究開発に直接関与する者の作業時間に対する人件費	2/3	10,000千円以内  ただし、販路開拓に要する経費は2,000千円以内	採択～1年以内(12ヶ月)  年度跨ぎ可
			連携体間旅費	連携体同士の打ち合わせにかかる旅費			
			機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良又は借用に要する経費 ※ソフトウェアも対象 ※実証・評価に資する装置に限定			
			材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費			
			外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費			
			技術指導費	連携体以外からの外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等			
			認証取得費	事業化に必要な認証を取得するために必要なコンサルティング、翻訳、通訳に係る経費			
			連携体共同開発費	連携体を構成する企業・大学との共同研究や開発に係る経費(委託契約・共同研究契約等) 【連携体共同開発費の内訳として認められる経費】 直接人件費(常勤の教職員等は対象外)、連携体間旅費、機械装置費、材料・消耗品費、外注加工・評価分析費、間接経費(大学・公設試験場等のみ契約額の30%以内で計上可)			
		その他経費	上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費				
		販路開拓に要する経費	展示会出展費	展示会に出展する場合に必要な、出展料、ブース装飾費、保険料、運送料等			
			通訳・翻訳料	通訳または翻訳を依頼する場合に支払われる経費			
			印刷・製本費	展示会出展等販路開拓を行う場合に配布するパンフレット・ポスター等を作成するために支払われる経費			
広告宣伝費	広告媒体等を活用する場合の経費						
		商品企画費	デザイン開発、販促イベント等の企画・コンサルティングなどに要する経費				

様式第 1 号

令和 年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎 殿

住 所  
名 称  
代表者 職  
氏名 印  
申請担当者  
電話番号 ( ) -

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金交付申請書

いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名（補助金名）
- 2 交付申請額 円
- 3 事業内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 4 事業の実施期間  
(1) 事業開始 令和 年 月 日  
(2) 事業終了（予定） 令和 年 月 日
- 5 収支予算 別紙 2 のとおり
- 6 その他（添付書類）

別紙 1

事業内容及び経費の配分

1 事業内容

(1) テーマ名

(2) 概要

(3) 事業実施団体（連携体）の構成

2 経費の配分

(単位：円)

補 助 金 (A)	自己資金等 (B)	補助対象経費総額 (A + B)

## 別紙 2

## 収 支 予 算

(収 入)

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
計		

(支 出)

(単位:円)

	項 目	金 額	備 考
評価・実証に要する経費	直接人件費		
	旅費		
	機械装置費		
	材料・消耗品費		
	外注加工・評価分析費		
	技術指導費		
	認証取得費		
	連携体共同開発費		
	その他経費		
	小 計		
販路開拓に要する経費	展示会出展費		
	通訳・翻訳料		
	印刷・製本費		
	広告宣伝費		
	商品企画費		
	小 計		
	合 計		

様式第2号

石産第 号  
令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 様

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったいしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金については、いしかわ次世代産業創造ファンド事業費交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補 助 金 の 額 円

- 3 補助対象経費の配分は申請書に記載のとおりとする。

- 4 補助事業者は、補助事業に係る経費の配分又は内容を変更しようとするときは、要綱第8条の規定により予め理事長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。
  - (1) 補助対象経費の配分のうち、補助対象経費総額の20%以内の増減にとどまる場合
  - (2) 補助の目的及び補助事業の能率に影響をおよぼさない範囲の規格又は仕様の変更その他補助事業の細部の変更をする場合
- 5 事業完了後ただちに実績報告書にその補助事業にかかる収支の状況を明らかにした書類を添えて理事長に報告しなければならない。
- 6 補助事業にかかる収支及び支出に関する帳簿その他については、他の経費と区分してこれを記入し、領収書等収支の事実を証する一切の書類は、随時提出できるよう整備し補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 7 補助事業者は、補助金の額の確定に係る通知を受けた場合、理事長に対しその支払いを請求することができる。
- 8 その他補助事業者は、要綱に従わなければならない。

様式第3号

令和 年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎 殿

住 所

名 称

代表者 職

氏名

印

申請担当者

電話番号 ( ) -

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金事業費補助金  
変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け石産第 号で交付決定通知を受けた上記事業  
について、変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更（中止、廃止）の内容

別紙

収 支 予 算

(収 入)

(単位:円)

項 目	変 更 前	変 更 後	備 考
補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
計			

(支 出)

	項 目	変 更 前	変 更 後	備 考
評価・実証に要する経費	直接人件費			
	旅費			
	機械装置費			
	材料・消耗品費			
	外注加工・評価分析費			
	技術指導費			
	認証取得費			
	連携体共同開発費			
	その他経費			
	小 計			
販路開拓に要する経費	展示会出展費			
	通訳・翻訳料			
	印刷・製本費			
	広告宣伝費			
	商品企画費			
小 計				
合 計				

様式第4号

令和 年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎 殿

住 所  
名 称  
代表者 職  
氏名  
申請担当者  
電話番号 ( ) - 印

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け石産第 号で交付決定通知を受けた、いしかわ次世代産業創造ファンド事業が完了しましたので、書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名（補助金名）
- 2 事業実施結果及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 実施期間  
(1) 事業開始 令和 年 月 日  
(2) 事業終了 令和 年 月 日
- 4 収支決算 別紙2のとおり
- 5 その他（添付書類）

別紙 1

事業実施結果及び経費の配分

1 事業の実施結果

(1) テーマ名

(2) 概要

(3) 事業実施団体（連携体）の構成

2 経費の配分

(単位：円)

補助金 (A)	自己資金等 (B)	補助対象経費総額 (A + B)

## 別紙2

## 収 支 決 算

(収 入)

(単位:円)

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
補助金			
自己資金			
借入金			
その他			
計			

(支 出)

(単位:円)

	項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
評価・実証に要する経費	直接人件費			
	旅費			
	機械装置費			
	材料・消耗品費			
	外注加工・評価分析費			
	技術指導費			
	認証取得費			
	連携体共同開発費			
	その他経費			
	小 計			
販路開拓に要する経費	展示会出展費			
	通訳・翻訳料			
	印刷・製本費			
	広告宣伝費			
	商品企画費			
	小 計			
	合 計			

様式第 5 号

石産第 号  
令和 年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 様

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金に係る  
額の確定について

令和 年 月 日付け実績報告書をもって報告のありました標記事業に係る補助金の額について、いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第6号

令和 年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎 殿

住 所  
名 称  
代表者 職  
氏名 印  
申請担当者  
電話番号 ( ) -

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け石産第 号により補助金の額の確定通知のあったい  
しかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金の精算払を受けたいので、下記金額  
を請求します。

記

	請 求 額	円
内 訳	交付決定額	円
	交付確定額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

(振込先)

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義(カナ)			
口座名義			

様式第 7 号

取得財産管理台帳

機関名：

通し 番号	財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得年月日	耐用 年数	保管場所	処分制 限期間	補助 率	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が税抜金額 50 万円以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、納品年月日を記載すること。
4. 処分制限期間は、取得年月日から耐用年数に呼応する年月日を記載すること。  
例) 取得年月日 R3.9.1 耐用年数 3 年 → 処分制限期間は R6.8.31

取得財産管理明細表（令和 年度）

機関名：

通し 番号	財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得年月日	耐用 年数	保管場所	処分制 限期間	補助 率	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が税抜金額 50 万円以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、納品年月日を記載すること。
4. 処分制限期間は、取得年月日から耐用年数に呼応する年月日を記載すること。  
例) 取得年月日 R3.9.1 耐用年数 3 年 → 処分制限期間は R6.8.31

様式第8号

令和 年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎 殿

住 所

名 称

代表者 職

氏名

印

申請担当者

電話番号 ( ) —

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金事業化状況報告書

上記事業について、いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金交付要綱第24条の規定に基づき、事業化状況について、書類を添えて報告します。

記

- 1 採択年度
- 2 事業名（補助金名）
- 3 事業計画名
- 4 事業状況 別紙のとおり

様式第9号

令和 年 月 日

公益財団法人石川県産業創出支援機構  
理事長 田中 新太郎 殿

住 所

名 称

代表者 職

氏名

印

申請担当者

電話番号 ( ) -

令和 年度いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金知的財産権届出書

上記事業について、いしかわ次世代産業創造ファンド事業費補助金交付要綱第25条の規定により、下記の通り届け出ます。

記

- 1 採択年度
- 2 事業名（補助金名）
- 3 事業計画名
- 4 種類（出願番号及び知的財産権の種類）
- 5 内容
- 6 相手先及び条件（譲渡又は実施権を設定した場合）

（注）「知的財産権」とは、特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。